

# 平成22年第3回足寄町議会定例会議事録(第1号)

平成22年9月7日(火曜日)

## 出席議員(15名)

1番 星 孝道君	2番 榊原 深雪君
3番 島田 政典君	4番 井脇 昌美君
5番 木村 明雄君	6番 川上 初太郎君
7番 熊澤 芳潔君	8番 高橋 幸雄君
9番 矢野 利恵子君	10番 谷口 二郎君
11番 後藤 次雄君	12番 大久保 優君
13番 高道 洋子君	14番 菊地 一将君
15番 吉田 敏男君	

## 欠席議員(0名)

### 法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津 勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎 隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部 正則君
足寄町代表監査委員	川村 浩昭君

### 足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中 幸壽君
総務課長	大塚 博正君
福祉課長	堀井 昭治君
住民課長	櫻井 光雄君
経済課長	渡辺 俊一君
建設課長	南岡 雄二君
国民健康保険病院事務長	對馬 邦彦君
会計管理者	渡邊 義一君
農業委員会事務局長	長南 和彦君

### 教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤 和弘君
教育次長	鈴木 泉君

### 出席した議会事務局職員

事務局長	根本 昌弘君
事務局次長	西東 文雄君
総務担当主査	山田 弘幸君

### 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について< P 3 >
- 日程第 2 会期の決定について< P 3 ~ P 4 >
- 日程第 3 諸般の報告(議長)< P 4 >
- 日程第 4 報告第 1 3 号 文教厚生常任委員会所管事務調査報告について< P 4 >
- 日程第 5 行政報告(町長)< P 4 ~ P 9 >
- 日程第 6 議案第 8 3 号 教育委員会委員の任命について< P 9 >
- 日程第 7 議案第 8 4 号 あしよる銀河ホール 2 1 改修(建築主体)工事請負契約について< P 9 ~ P 1 2 >
- 日程第 8 議案第 8 5 号 あしよる銀河ホール 2 1 設置及び管理条例の一部を改正する条例< P 1 2 ~ P 1 5 >
- 日程第 9 議案第 8 6 号 足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例< P 1 5 ~ P 1 6 >
- 日程第 1 0 意見書案第 6 号 森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書< P 1 6 ~ P 1 7 >

午前10時00分 開会

#### 開会宣告

議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、平成22年第3回足寄町議会定例会を開会いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時01分 休憩

午前10時05分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

#### 開議宣告

議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### 会議録署名議員の指名

議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、9番矢野利恵子君、10番谷口二郎君を指名をいたします。

#### 議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

議会運営委員会委員長（井脇昌美君） 昨日9月6日に開催されました第3回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日9月7日から17日までの11日間とし、そのうち8日から14日までの7日間は休会となります。

次に、審議予定について報告いたします。

本日9月7日は、最初に議長の諸般の報告の後、文教厚生常任委員会から所管事務調査報告を受けたいと思います。

次に、町長から行政報告を受けます。

次に、議案第83号と議案第84号を即決で審議いたします。

議案第85号と議案第86号及び意見書案第6号は、提案説明を受け、質疑を行った後、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査といたします。

15日は、一般質問などを行います。

16日以降の審議の予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議をし、皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

なお、議案第87号から議案第92号までの補正予算案は、後日、提案説明を受け、即決で審議いたします。

議案第93号と議案第94号は、平成21年度決算審査特別委員会を設置し、閉会中の審査といたします。

なお、今定例会中に町長から追加議案が提出される予定ではありますが、提出されました際に再度議会運営委員会で協議をし、皆様に御報告をいたしますので御了承を願います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

#### 会期決定の件

議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの11日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月17日までの11日間に決定をいたしました。

なお、11日間のうち8日から14日までの7日間は、休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、7日間は、休会に決定をいたしました。

#### 諸般の報告

議長（吉田敏男君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

#### 報告第13号

議長（吉田敏男君） 日程第4 報告第13号文教厚生常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりです。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、報告を終わります。

#### 行政報告

議長（吉田敏男君） 日程第5 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長 安久津勝彦君

町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、4件について行政報告を申し上げます。

まず、北海道どさんこ・子育て特典制度の導入についてでございます。

北海道と協働しての子育て支援として、足寄町において、どさんこ・子育て特典制度、以下、子育て特典制度といわせていただきます。この導入を行うことといたしましたので、御報告をいたします。

北海道では、少子化対策の推進に向け、平成16年度に北海道子どもの未来づくり条例

を制定し、次代を担う子供たちが健やかに成長することができるよう、社会全体で子育て、子育てを支える基盤づくりを重点的に進めており、取り組みの一環として、平成19年度に道と市町村の協働により企業や商工団体等の理解と協賛を得ながら社会全体で子育てを支援するものとして、全道域での特典となる遊園地等の入場料割引や、市町村域で買い物などの際に割引などの特典が受けられる子育て特典制度が導入されました。この制度の対象となるのは、ゼロ歳から小学生までの子育て世帯となっております。

その後、道内市町村単位で導入検討が開始され、現在までに子育て特典制度を導入した市町村は道内43市町村に上り、十勝管内では6市町村の導入状況にあります。

子育て特典制度導入市町村に居住する子育て世帯においては、現在登録されている道内138カ所に及ぶ遊園地・テーマパーク・美術館・ホテル等の子育て特典制度協賛店・施設等を利用する際に、どさんこ・子育て特典制度認証カード、以下、子育て認証カードと言わせていただきます。これを提示することにより入場料金等の割引や、ジュースのプレゼント等のさまざまな特典を受けることができ、居住市町村内においては協賛店による各種特典が実施されております。

足寄町では、子育て特典制度の導入に向け、平成20年度より足寄町商工会と協議を進める中、昨年度、商工会において導入の決議がされ、具体的な導入準備を進めてまいりました。この間、商工会及びスタンプ会に御尽力をいただき、スタンプ会・銀河カード全加盟店56店舗の協賛を得ることができました。現在までに、現状の銀河カードに新たな付加機能を持たせ、子育て特典制度に対応できる子育て支援銀河カードの作成など各種の準備が完了し、既銀河カードからの更新が可能となる環境が整いました。

北海道における子育て特典制度の対象年齢は、小学校6年生までの子供のいる世帯を基本としておりますが、商工会・スタンプ会に

よる子育て支援銀河カードの特典対象年齢は中学3年生までの子育て世帯に拡大して実施することとされております。現時点において、足寄町におけるゼロ歳から中学3年生以下の子供は908人、子育て特典制度の対象となる世帯数は522世帯となっております。

子育て支援銀河カードの仕組みとしては、対象となる世帯において、配付された子育て認証カードの裏面に各自が保護者・子供氏名を記入し、商工会に持参・申請することにより、一世帯につき1枚、子育て支援銀河カードが発行され、町内協賛店において購買利用の際に子育て支援銀河カードを提示することにより、通常ポイントに20%の特典ポイントが付加される仕組みとなっております。

子育て特典制度の導入に対して、町としての新たな財政的負担の発生はなく、子育て認証カードの対象世帯への配付及び北海道への協賛店登録申請事務等の連携事務のみとなっております。

銀河カードへの特典ポイント付加に伴う諸経費等は、すべて協賛店及びスタンプ会による経費負担となっております。

現在の導入事務推進状況といたしましては、子育て特典制度協賛店の北海道認証が完了し、協賛登録店への協賛ステッカーの配付と、子育て対象世帯への子育て認証カードを配付する段階となっております。

今後、9月中旬ころの協賛ステッカー、子育て認証カード、の配付に向け、商工会・スタンプ会と協働して住民周知を行いながら順次実施する計画にあり、その後、各対象世帯において全道域での子育て認証カード利用による特典の享受、さらに町内協賛店での購買時に子育て支援銀河カードへの付加ポイントを付与していくこととしております。

子育て特典制度の導入により、将来に向けての子育て世帯に対する経済的支援効果及び子育て支援銀河カード利用による町内購買力の増進効果等を期待しているところであります。

なお、商工会・スタンプ会においては、子育て支援銀河カードに続く取り組みとして、高齢者・障害者等への支援に向けた新たな福祉支援銀河カードやプリペイド専用ギフト銀河カードの発行が予定されており、準備が整い次第、順次発行・更新を行うとされていることから、今後も議員の皆様へ情報提供を行うとともに、町として協働できる部分は協力をしていく考えにあります。

資料といたしまして、子育て認証カード、登録店協賛ステッカー、子育て支援銀河カード等の見本を添付しておりますので、御参照をお願いします。

以上、北海道どさんこ・子育て特典制度の導入についての御報告といたします。

次に、子育て支援に向けた3種類の予防ワクチンの実施についてでございます。

新たな子育て世帯等への支援として、乳幼児期における細菌性髄膜炎や敗血症等の重篤化する感染症の発症・予防に向けたヒブワクチンと小児用肺炎球菌七価ワクチン、及び次代を担う子供たちの健康と子孫を守るための子宮頸がん予防ワクチンの3種類の任意ワクチン接種について、接種費用全額を町が負担し実施することといたしましたので、御報告をいたします。

これまでの町議会定例会での質疑において、各種感染症に対する3種類の予防ワクチンの有効性等に着目した答弁・報告を行う中で、費用助成のあり方について前向きに検討をする旨の回答をまいりましたが、その後の検討において、町内に小児科がなく、子育て世代の不安解消と感染症の予防に対する経済的負担の軽減が必要であること、予防に対する知識や理解の住民啓発方法について効果的に実施できる環境が整ってきたこと、保健予防上の効果と国保財政等の将来の医療費軽減が期待できること、町内医療機関内での接種実施が可能であること、国等の接種費用助成に向けた動きが加速されていること、各種ワクチンの国内供給態勢が整ってきていることなどの各種環境が整ってきていること、

及び国等における接種費用助成に対する施策を待っている、子育て世代における過大な費用負担の面から接種促進は進まず、将来の町づくりに向け、子供たちの命と健康を守ることが最優先課題であるとの考えから、各種感染症予防に向けた3種類のワクチンの接種費用全額を町が負担することで、接種の機会を保障し、重篤化する感染症の発生・蔓延防止を行うことにより、子育て支援の拡充と将来の子孫を含めた子供たちの命と健康を守る町づくりを推進することが必要と判断いたしました。

予防接種方法の概略といたしましては、ワクチン接種場所は町内医療機関とし、接種方法、接種スケジュールの考え方、ワクチン接種費用の取り扱い等について、医療機関と十分に協議調整を進めながら実施していく考えにあります。

ヒブワクチンにおいては、基本的に1歳未満の乳児を対象とし、本年度においては5歳未満の乳幼児全員を対象としております。接種スケジュールの概略としては、初回接種の時期を基本にして、2カ月齢以上7カ月齢未満の乳児は4回、7カ月齢以上1歳未満の乳児は3回、1歳以上5歳未満の幼児は1回の接種としております。

小児用肺炎球菌七価ワクチンにおいては、基本的に1歳未満の乳児を対象とし、本年度においては9歳以下の小児全員を対象としております。接種スケジュールの概略としては、初回接種の時期を基本にして、2カ月齢以上7カ月齢未満の乳児は4回、7カ月齢以上1歳未満の乳児は3回、1歳以上2歳未満の幼児は2回、2歳以上9歳以下の小児は1回の接種としております。

次に、子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、基本的に中学3年生の女子を対象とし、本年度においては中学3年生から高校3年生に相当する年齢のすべての女子を対象に、初回の接種後に2回目を1カ月後、3回目を6カ月後に接種を行うものとしております。なお、接種スケジュールの関係から3月

31日までにすべての接種を完了できなかった対象者には、本町に住民票がある期間中に残りの接種を行った場合に、翌年度予算により費用助成の対象としていく考えにあります。

これら3種類の予防ワクチンの接種につきましては、すべて任意接種であります。現在までに重篤な副反応の報告例はないとされております。

今後、保護者を初めとした住民に対し、各種感染症の予防に対する正しい知識や接種後の定期検診の必要性等の啓発を行うとともに、副反応等のリスクや救済補償等についての理解を得ながら、感染症予防に向けたワクチン接種を実施していくことといたしました。

なお、法定予防接種との同時接種が可能とされているものもあることから、医師の判断及び保護者の理解と承諾の上で、いずれも法定の予防接種スケジュールを最優先しながら、計画的な予防接種を進めていく予定であります。

本定例会において、これまでの法定予防接種実施時の接種率等を考慮した接種経費について補正予算をお願いしておりますので、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

また、各ワクチンにおける対象者数等について、別紙資料を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

なお、出生者数・接種率の推移によっては追加補正をお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

以上、子育て支援に向けた3種類の予防ワクチン接種の実施についての御報告といたします。

次に、農作物の生育状況についてでございます。

農作物の生育状況について御報告をいたします。

本年は、4月、5月が低温、6月中旬以降が高温で経過し、特に6月26日は足寄町で37.1度を記録するなど季節感を伴わない

状況で推移し、7月、8月も気温が下がらず平年を大きく上回り、各作物に大きな影響を与えております。十勝総合振興局が9月1日現在で発表した作物生育状況は、別紙農作物生育状況定期調査報告書のとおりですので、御参照をお願いいたします。

作物別の生育状況ですが、秋まき小麦は春先から生育がおくれましたが、その後、高温のため登熟期間が短縮され、成熟期で平年より5日早く経過をいたしました。既に全量収穫が終了しておりますが、収量的には粗原で10アール当たり6.2俵、ホクシンについては5.5俵、きたほなみにつきましては7.2俵と平年を大きく下回りました。収穫期間中は天候に恵まれたこともあり、全般的に低水分で収穫されましたが、収量、品質は平年より大きく下回る状況であります。

大豆は、降雨の影響により、播種が平年より遅く、出芽がややおくれました。その後、6月以降高温で推移したため、生育は順調に経過し、さや数が平年比150%と平年を大きく上回り、目立った病害虫も発生しておりません。

小豆も、降雨の影響により、把手が平年より遅く、出芽がややおくれましたが、6月以降は高温で推移したため、生育は順調に経過いたしました。さや数は平年比120%と平年を大きく上回っておりますが、子実は小粒傾向となっており、アズキノメイガによるさやの食害が散見されます。

金時・手亡についても、大豆、小豆と同様に順調に生育し、当初、さや数は平年を大きく上回っておりましたが、極端な高温により落下さやが多く発生し、最終的なさや数は平年並からやや少ない状況で、子実は小粒傾向となっております。

バレイショは、降雨や高温のため生育のおくれが目立っていましたが、ここに来ておくれを取り戻しつつあります。現在、収穫作業が進んでおりますが、1株芋数は平年並み、1個重は平年並みからやや重の状況であり、品質的には裂塊が見受けられ、高温による疾

病が若干発生しております。

てん菜は、移植が平年よりややおくれ、生育前半は低温の影響を受け平年よりおくれました。6月、7月の高温により回復傾向にありましたが、極端な高温のため、根の肥大が抑制され、収量、糖分向上には予断を許さない状況となっております。

牧草については、一番草が春先の低温により生育がおくれました。収穫時の前半は、好天に恵まれたことから良品質となっておりますが、収量の少ない圃場が多く見受けられました。収穫の後半は、降雨による刈りおくれと品質低下が目立っております。

飼料用トウモロコシは、播種、出芽とも降雨の影響によりおくれたものの、生育は高温のため順調に進み、生収量は平年並みを確保できる見込みであります。平年よりかなり早い生育状況となっており、適期収穫におくれないよう計画的に農作業を行う必要があります。

以上、農作物の生育状況の報告とさせていただきます

次に、国民健康保険病院経営改善計画の進捗状況等についてでございます。

足寄町国民健康保険病院経営改善計画につきましては、平成21年5月の第3回臨時会で策定の報告をしたところでございますが、1年を経過した中で、その進捗状況等について御報告をいたします。

計画は、平成23年度までの3年間で、経営の効率化を主として経営改善を実施し、最終年度には経常収支の黒字化を目指すもので、内容は収益確保、経費削減、サービス向上を大項目として、12の取り組み項目を立てております。

取り組み項目の主なものについて、進捗状況を申し上げます。

料金収入の増収につきましては、医業収益の入院収益が2億8,401万2,000円で前年比3,535万円の増、外来収益が1億9,493万4,000円で前年比264万6,000円の増となっておりますが、経営

改善計画の平成21年度目標値に対する達成率では、入院収益で82.6%、外来収益で84.1%となっております。

医療スタッフの確保につきましては、平成21年4月に循環器専門の内科医が院長として着任、さらに消化器外科の専門医1名が新たに加わり、内科2名、外科3名の常勤医5名による診療体制となったところですが、平成22年3月末で神経内科の専門医が退職され、現在は4名の常勤医となっております。

また、平成21年3月末で退職した薬剤師の後任について、応募者がなく苦慮いたしましたが、6月に薬剤師1名を薬局長として採用いたしました。

看護部門では、平成21年5月に1名の看護師を採用したものの、平成20年度に取得した看護配置基準15対1を安定維持するため依然不足の状況であることから、病棟看護体制を3交代制から2交代制に改め、また、看護師就業支援金貸与制度の創設など、看護師確保に向けた取り組みを進め、平成22年4月からこれまでに6名の看護師を採用しております。

役場組織内での連携の発展につきましては、平成21年4月に国保病院に医療連携室を設置いたしました。職員1名を配置し、退院支援に向けたカンファレンスを福祉課ケアマネージャーを交え実施し、また、病院と福祉課実務者間の会議を毎月開催し、退院支援や健診事後フォロー等に関する情報交換や、今後に向けた課題について話し合い、連携を図っております。

住民サービスの向上につきましては、高齢化率が年々高くなっている現状において、訪問診療のニーズも高くなっており、平成21年度は3名の医師で8名の対象者に対して延べ32件の訪問診療を行っております。訪問診療は、患者さんからも家族からも喜ばれており、今後も可能な範囲で対応してまいります。

健診事業の充実につきましては、検査項目の充実を図るため、平成21年度から健診受

診者にオプション検査として腫瘍マーカー（CEA・PSA）を導入し、受診件数は211件となっております。また、新たな健診として、女性特有のがん検診、介護予防のための生活機能検査を実施いたしました。

経費の削減につきましては、光熱水費の削減は平成20年度から取り組みを進めており、平成21年度実績は、平成19年度からの削減効果として電気使用量で5.3%の削減、燃料使用量で10.6%の削減となっております。

また、人件費の時間外勤務手当の削減については、平成22年4月に病棟看護体制を3交代制から2交代制に移行し、引き継ぎ・申し送り回数を減らしたことで、及び外来宿直体制の見直しなどにより大幅な削減が図られております。

患者対応の改善につきましては、早急に改善していかなければならない事項として職員一丸となって努力をしております。平成21年度の接遇等に関する苦情の御意見は2件でしたが、御意見については、その都度、その原因を追求し、職員に自己啓発を促すとともに、院内会議の中で意見交換と反省の場を設けたところであります。今後も職員個々の資質向上に努め、職員の接遇に対する意識が均質化し、さらに高揚するよう努力してまいります。

以上、主な改善事項に対する進捗状況について申し上げますが、進捗状況の詳細及び足寄町国民健康保険病院経営改善検討委員会での評価につきましては、別紙足寄町国民健康保険病院経営改善計画進捗状況と評価のとおりとなっておりますので、御参照願います。

次に、財政推計に対する決算収支ですが、計画1,498万7,000円の欠損見込み額に対し、決算では8,344万3,000円の欠損額となり、計画より6,845万6,000円増加となったところでございます。入院収益及び外来収益が計画を大きく下回る結果となったこと、また、一般会計負担



金の不採算病院運営経費算定において負担率を引き下げて算定したことなどが主因となっております。

経営改善計画の取り組みについては、おおむね計画に沿った改善が図られているものと考えますが、医業収支比率で前年度比2.1ポイント改善されたものの、大きな医業収支の改善にまで至っていないのが現状であります。今後とも計画に基づき収支面における改善に努力し、経営の健全化を図る所存でありますので、議会の皆様の御協力と御理解を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

次に、国民健康保険病院の医師体制につきまして御報告をいたします。

現在、国民健康保険病院の医師体制につきましては、常勤医師内科1名、外科3名による診療を行っておりますが、このたび、下村医長から、本年9月30日をもって退職したいとの意向が示されました。下村医長には、昨年4月から消化器外科の専門医として、主に病棟における診療を担っていただいていたところであります。

下村医長退職後は、当面、内科1名、外科2名による診療体制となりますが、後任の医師招聘につきましては、今後、各関係機関への要請などを行ってまいります。

以上、国民健康保険病院経営改善計画の進捗状況並びに今後の医師体制について御報告といたしますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

#### 議案第83号

議長（吉田敏男君） 日程第6 議案第83号教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長 安久津勝彦君

町長（安久津勝彦君） ただいま議題となりました議案第83号教育委員会委員の任命

について提案理由の説明を申し上げます。

下記の者を足寄町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

提案をする方は、足寄町郊南2丁目60番地の9、星崎隆雄氏。昭和24年2月7日生まれでございます。

提案の理由につきましては、平成22年10月20日任期満了によるものでございます。星崎氏は、現教育委員長ということで活躍をさせていただいている方でございます。引き続き再任をいたしたいということで、同意を求めるものでございます。

なお星崎氏の略歴・公職歴等につきましては、記載のとおりでございますから説明を省略させていただきます。

御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、議案第83号教育委員会委員の任命についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第83号教育委員会委員の任命についての件は、同意することに決定をいたしました。

#### 議案第84号

議長（吉田敏男君） 日程第7 議案第84号あしよる銀河ホール21改修（建築主体）工事請負契約についての件を議題といた

します。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 大塚博正君。

総務課長（大塚博正君） ただいま議題となりました議案第84号あしよる銀河ホール21改修（建築主体）工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成22年8月26日、足寄町財務規則に基づき指名競争入札に付した、あしよる銀河ホール21改修（建築主体）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的につきましては、あしよる銀河ホール21改修（建築主体）工事

契約の方法でございますが、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額につきましては、9,975万円でございます。

契約の相手方は、外田・木村経常建設共同企業体。代表者、足寄郡足寄町西町8丁目1番地の12、株式会社外田組代表取締役菅原智美氏。構成員といたしまして、足寄郡足寄町旭町4丁目24番地、株式会社木村建設代表取締役木村昭氏でございます。

工期につきましては、平成23年3月11日限りとしてございます。

3ページから5ページにかけて改修平面図等を添付してございますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 設計図の中でライブペーカーリーというのが奥の方にあるんですけども、足寄町では2件のパン屋さんがあ

るわけですけれども、どこのどのパン屋さんがこのライブペーカーリーを請け負うことになったのかお尋ねしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長 田中幸壽君。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

まだ最終的には決定しておりませんが、この施設の運営につきましては足寄町の観光協会が主体的に担うということになっておりまして、今御指摘のペーカーリーの部門につきましても、観光協会が主体的に運営を担っていくということでございます。ということからしますと、足寄町内にある個店の2店の業者が参入するというものではございませんので、御理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 当初の予定では、たしか町内の業者さんが2件入るといはずでしたし、そして足寄町の業者が入らないで、2件もあるのにほかの業者を呼ぶということにはならないと思うんですよね。それこそ町内の業者を圧迫するようなことをやっていいのかと、そういう話にもなっていくので、そのところを本当にはっきりして、観光協会がやるから町内の業者は関係ない、そんなことにはならないと思います。そこをちゃんとやってもらいたいな。

そして町内の業者がやらないんだったら、何も当初の予定どおりライブペーカーリーとすることを考えずに、違う施設を考えてもいいわけだから、例えば農家の農産物を売る専門のところにしたりとかが、そういうことも考えられるわけだから、ここをちょっと臨機応変に考えていってもらいたいなと思いますけれども、それについてお願いします。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長 田中幸壽君。

副町長（田中幸壽君） 当初は、地元の企業が参入するというようなことで、この計画

を進めたという経過にはなっておりません。

これが具体的に設計に入って、基本設計、実施設計に当たっては、これは議会の皆さんにも、その都度、一定の資料説明をさせていただいています。その中で、このベーカリーというのは、当初からこの場所に設置がされておりました。

当然観光協会が主体的に運営を担っていく中で、この間、4者の中で、農協、観光協会、商工会、行政が中心となって作業を進めてきましたけれども、当然、地元企業との話し合いといいますか、いろいろな部分での接触も持っておりまして、そういった部分では、そういった個店の方には一定の御理解をいただいているということで判断をしておりますし、当然、具体的な内容までは申し上げられませんけれども、このベーカリーの部分が地元のパン屋さんと基本的にラップするようなイメージではないということだけは理解をいただきたいと思います。

この間、いろいろな部門の調査をさせていただきましたけれども、道の駅等々にあるベーカリーでありまして、個店のパン屋さんがやっているような食パン等々の部分でのラップはしておりませんので、理解をいただきたいと思いますというふうに思います。

以上です。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 3回までだからこれで終わりにするしかないんですけども、確かに渡された計画書では、ベーカリーの名前は具体的には書いてはいなかったけれども、町内の業者さんが入るんだろうと予想されるようなことで、こちらは理解していた。そして年間の収益が、パン屋さん2件で3,000万円ともそこに書いてあったし、そういう計画を立てている中で、その中では町外から呼ぶとも書いてはいなかった。こちらとしては、やはり町内の産業を振興することだろうから、はっきりと固有名詞はないけれども、町内の業者さんが入るんだろうと

いうふうに予想をとっていたわけですよ。

初めから、2件もパン屋さんがあるのにほかの業者さんを呼ぶよなんていうことの計画だったら、そんな計画を許すはずもない。これはちょっと考えてもらいたいな。

そして店にしたって、今までは入ったらすぐお店屋さんがあったのに、今度はもとの線路を渡って向こう側まで行かなきゃいけないって、とても使いにくいつくりになっている。これは本当に一体だれが考えて、こんな使いにくく、しかも町民の生活を圧迫するようなことをしているのか。本当に町民の人たちときちんと話し合いをしたのかなということをお尋ねしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁。町長 安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） 私のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

先ほど副町長からも答弁したとおり、この計画は4者で構成する検討委員会で検討していただき、随時、議会に対しても検討経過については報告をさせていただいているとおりでございます。

矢野議員からお尋ねの、地元にパン屋さんが2件あると、そこのかわりはどうなんだということだというふうに思いますけれども、当然4者を構成する団体の中には、観光協会のほうに1件のパン屋さんもその役員として、構成員として入っておりますし、そのところはちゃんと調整もついているということで、私は報告も受けております。

なお、2店で製造するパンについても、観光協会が運営する売店で当然販売をするという報告もいただいているところでございます。

まだ正式なオープンまでには時間もありませんから、そのところは再度、そのことで間違いのないかどうなのかということは、私も念頭に置きながらお話をさせていただきますけれども、いずれにしましても、運営自体が観光協会ですべて担っていくんだよということであ

りますから、その中の一つとして、私が聞いたのは焼き立てパンということで聞いておりますけれども、そんなことを取り組みをしていくんだという計画をやりたいということでありますから、これは私の立場からもそのところは尊重していきたいというふうに思っているところでございます。

それから、後段でありました、旧線路を渡って不便だなんていうお話、質問もございましたけれども、これは全面的にフラット化になる改修をするわけでございまして、あと、その配置等についても、みんなで真摯な議論をしていただいて、こういう配置でいこう、要するにお客さんの流れも含めて、どういう形が一番この道の駅の、平たく言えば営業上効率的な配置なのかという協議を十分にさせていただいた結果、こういう案がまとまったということでございますので、ぜひその点につきましても御理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） この駅のつくりについては、本当に住民のバスを利用する立場から考えても、線路があったところをバスを通してくれれば、雨や風のときにもそこでしのげて、しかも時間が余ったときには売店で品物も買って、とても便利なやり方だったのに、どうしてこんな使いにくいやり方にしてしまったんだと。

売店も正面の入口を入ったらすぐには買えたのに、今度はちょっと奥まで歩いていかなければならない。こんな使いにくい駅に対して、1億近くかけることに対して反対いたします。

議長（吉田敏男君） 他に討論はございませんか。

11番 後藤次雄君。

11番（後藤次雄君） 私は、賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。

今、いろいろな反対の意見が出ましたけれども、これは先ほどから行政のほうで報告されているとおり、この件については我々は何回も本会議、自治会で説明されております。

それと、何か今の9番議員の話を聞くと、町民の声を聞いていないというようなことを言っていましたけれども、これは4者会議で何回も議論をして、そして決めていることだし、そのことで今回は契約もして提案しているわけですから、これは決して、私もそうですけれども、町民の声を聞かないでやったということになっておりませんので、そういう意味で私は賛成をいたしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、討論を終わります。

これから、議案第84号あしよる銀河ホール21改修（建築主体）工事請負契約についての件を採決いたします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 起立多数です。

したがって、議案第84号あしよる銀河ホール21改修（建築主体）工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

議案第85号

議長（吉田敏男君） 日程第8 議案第85号あしよる銀河ホール21設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 大塚博正君。

総務課長（大塚博正君） ただいま議題となりました議案第85号あしよる銀河ホール21設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

銀河ホール21につきましては、建物本体の改修及び周辺の再整備を行っているところでございますが、附帯施設として一体管理いたします多目的観光施設が完成の運びとなり、10月1日から使用可能となりますことから、本条例の一部改正をお願いし、供用開始を行うものでございます。

なお、銀河ホール本体の改修が今年度末までかかりますことから、この間、観光協会の臨時事務所、売店等として使用することとしております。

来年度からは、足形工房、観光イベント、物販、バス待合所等々幅広い観光事業等に活用してまいりたいと思っております。

条例の改正の内容につきまして申し上げます。

あしよる銀河ホール21設置及び管理条例の一部を改正する条例。

あしよる銀河ホール21設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。第4号としまして、多目的観光施設。

この第4条につきましては、銀河ホールの附帯施設の規定でございまして、新たに附帯施設として多目的観光施設を加えるものでございます。

別表に次のように加えるとしまして、多目的観光施設の使用料を定めるものでございます。

多目的観光施設事務室の基本使用料は、月額4万4,250円。電気料につきましては、実費使用料。多目的観光施設内のイベント物販スペースにつきましては、基本使用料月額1万4,000円としてございます。

備考欄になりますが、一月に満たない基本使用料につきましては、日割り計算とすると

いうことにしてございます。

なお、使用料の額につきましては、銀河ホール使用料の算出基準でございました1平方メートル当たり892円を採用し、事務室47.20平方メートル、イベント物販スペース14.90平米がございましてけれども、それに消費税を加えまして、それぞれ4万4,250円、1万4,000円と定めたものでございます。

附則でございまして、この条例は平成22年10月1日から施行するものとしてございます。

7ページに新旧対照表を添付してございまして、御参照いただきたいと思います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 修景広場について。従来から修景広場というのはあったみたいですけども、改修後の修景広場というのは、今までと違ってちょっとふえるんですね。南側の方に駐車場と駅との間に車をとめられないような、色とりどりでもないけれども、市松模様程度の地面というか、その場所があるわけですけど、イベント広場だというふうには聞いているんですけど、あれも修景広場の中に入るといえることですか。

議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長 大塚博正君。

総務課長（大塚博正君） お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたが、銀河ホール整備を一体的にやっておりますので、できたものから条例改正という考え方に立ちまして、南側駐車場等はそれぞれ整備が進んできておりますけれども、最終的に全体的なレイアウトが完了した後に、それぞれの名称等が変われ

ば、この修景広場は現在、現在というか、もともあった公衆トイレの前の東屋って、ホール前のところ、あの辺が修景広場ということになっておりましたけれども、施行が進みまして改良になっていきますので、そういった名称につきまして、それぞれ今整備の中で名称が変わってきておりますので、最終的に完成した後に、またこの条例につきましては見直しをかけ、名称が変更になるもの、加わるもの等がございましたら、また改正のお願いをするということで、今回の場合につきましては、建物ができ上がったので多目的の観光施設を設置条例の中に入れて供用開始をしたいという考え方でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 確認したいのですが、今できているイベント広場は、まだ修景広場の中には入らないのですか。要するに、南側の駐車場と駅との間にある、あの広々とした空間ですよ。駐車場にとめても、その広々とした空間を歩いていかなければ駅に到達しない。

議長（吉田敏男君） 答弁。副町長 田中幸壽君。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

先ほど総務課長が答弁申し上げたとおり、修景広場というのは駅周辺の東屋のあるところが現在の修景広場なのです。

議員御指摘の部分は、イベント広場という名称になっておりますけれども、主としてイベント利用の広場。これが工事を一部終わっていますけれども、まだ供用開始をしておりません。それと今年度、今後実施をする予定が修景広場を含めた部分の改修、建物回りですね。それと、今工事発注済みでありますけれども、交流広場というのが駅の北側、もともとの線路があった場所が交流広場という形になります。それで、そういったことが今年度、年度内にはすべて完了いたしますので、

その部分での条例改正をお願いすると。

ただ1点、南側に一部、キャノピーとそれからイベント広場の続きが、若干どうしても作業工程上、今年度できないという部分で、23年度最終年、この事業としては最終年が23年度でありますけれども、来年度一部工事を残しているということでございますので、そういった部分がすべて終わった時点で、恐らくこの修景広場の部分の取り扱いが若干変わってくるのかと思っておりますので、そういった手を踏みたいということでございますので、御理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） イベント広場に交流広場って、我々必要なのは、広場もさることながら、すぐ近くに車をとめて駅に入ると、これが一番の利用しやすさじゃないか。

イベント広場にしても、交流広場にしても、使わない。イベントなんて毎日開かれるわけではないし、交流だって何の交流をするのかなという形だけれども、イベント広場にしても、何というか、イベントのないときやなんかは、ちゃんと車を乗り上げてそこに駐車場としても使えるという、そういう臨機応変なことができるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁。副町長 田中幸壽君。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

イベント広場につきましては、今議員御指摘のとおり、お盆ですとか、そういった部分で駐車場が込み合う時点では、イベント広場を開放して車がとめられるようなということで、今車どめがついておりますけれども、それは車どめは取り外すことが可能な状況で、そういった利用も可能なような状況でつくっておりますので、そういったことで利用していきたいというふうに思っております。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございま

せんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第85号あしよる銀河ホール21設置及び管理条例の一部を改正する条例の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査にすることにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号あしよる銀河ホール21設置及び管理条例の一部を改正する条例の件は、総務産業常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は、会期中の休会中に審査の上、報告をお願いをいたします。

#### 議案第86号

議長(吉田敏男君) 日程第9 議案第86号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 大塚博正君。

総務課長(大塚博正君) ただいま議題となりました議案第86号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、規則で定める国保病院の医師の休日における宿日直手当を1回6万円とする規定の新設に伴いまして、一部改正をお願いするものでございます。

国保病院は、救急告示病院として365日24時間の診療態勢としており、医師の夜間休日の宿日直については、平日のみ常勤し、4名が交代で宿日勤務し、休日の宿日直につきましては、常勤医師の負担軽減を図るため、札幌の大学病院及び帯広の病院等から医師の派遣を受けております。

通常の週末以外の祝祭日及び年末年始等の祝日勤務につきましては、その都度、大学病院等に依頼し、調整が必要でございましたが、このたび、これらの日における宿日直勤務について、常勤医師による対応が得られることとなりましたことから、休日における宿日直手当の新設を行うものでございまして、これまでの派遣医師に対しまして宿日直1回9万7,500円を賃金として支給しておりましたが、常勤医師が6万円に対応することによりまして、経費の削減を図るという内容となっております。

条例の改正内容について申し上げます。

足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

足寄町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条中2万円を6万円に改め、同条ただし書きを削る。

医師の宿日直手当につきまして、6万円を超えない範囲で規則で定める改正とし、ただし書き部分の削除につきましては、土曜日またはこれに相当する日に退庁時から引き続き宿日直に入る勤務実態がありませんことから、この際、条例の整理をさせていただくと、条文の整理をさせていただくというものでございます。

附則でございますが、この条例は平成22年10月1日から施行するものでございます。

新旧対照表を右側に添付してございますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第86号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、総務産業常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は、会期中の休会中に審査の上、報告をお願いをいたします。

#### 意見書案第6号

議長(吉田敏男君) 日程第10 意見書案第6号森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

10番 谷口二郎君。

10番(谷口二郎君) 議題となりました意見書案、森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書について提案をさせていただきます。

近年、森林に対する国民の期待は、地球温暖化の防止、国土の保全や水源涵養はもとより、生物多様性の保全への貢献など多様化するとともに、低炭素社会づくりを進めるため、木質エネルギー利用を含め、木材利用の拡大に対する期待も増大をしている。

しかしながら、国内の林業は路網整備や森林施業の集約化のおくれなどから、生産性が低く材価も低迷する中、森林所有者の施業放棄が懸念されるなど森林・林業・木材産業は危機的状況に陥っており、加えて森林・林業の担い手である山村は崩壊の危機に立っている。

こうした厳しい状況を踏まえ、昨年公表された森林・林業再生プランに基づき、国民の期待にこたえていくため、今後、森林整備を

着実に推進するとともに、森林の有する多面的機能の持続的発揮を図りながら、森林資源を適切に活用し、森林・林業・木材産業の活性化による山村の再生を図るため、以下の項目を実現するよう要望するものであります。

1、地球温暖化防止、森林吸収源対策を推進するための安定的な財源措置の確保及び森林所有者の森林意欲、植林意欲を高めるための負担軽減措等による森林経営対策を推進すること。

2、水源の涵養など森林の有する公益的機能の重要性を踏まえ、森林の取り扱いに関する所有者の責務を明確にするとともに、大面積皆伐の抑制や、伐採後に確実に植林する仕組みを構築すること。

3、公共建築物等における木材の利用、促進に関する法律の制定を踏まえ、低炭素社会の実現に着目した公共建築物や住宅建設等における木材の利用の促進及び木質バイオマス利用など国産材の利用の拡大をすること。

4、持続可能な森林・林業の確立に向けて、森林計画の作成や施業の集約化を担う人材及び現場事業の担い手などの育成確保を図るとともに、森林整備に要する経費の助成を実施すること。

5、国民共有の財産である国有林については、公益的機能の一層の維持増進を図るとともに、森林・林業政策の推進に貢献するため、国による一体的な管理・運営体制を確立すること。

以上の内容でございます。

なお、本件につきましては、道の林活議連のほうからも要請が参っておりますことをつけ加えさせていただきます。

以上で、提案をさせていただきます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。



これで、質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書案第6号森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査にすることにしたいと思いをいたします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書の件は、総務産業常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は、会期中の休会中に審査の上、報告をお願いをいたします。

#### 散会宣告

議長(吉田敏男君) 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回会議は、9月15日午前10時より開会をいたします。大変御苦労さまでございます。

午前11時17分 散会

平成 2 2 年第 3 回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員